

平成17年 4月26日
生涯学習部光が丘図書館

区立図書館業務委託実施計画（案）

1 業務委託の基本的考え方

平成16年9月策定の「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、図書館業務の一部を民間に委託することにより図書館の効率的・効果的な運営を図るとともに、図書等所蔵資料の充実、開館日・開館時間の拡大、子ども読書活動支援センター事業の実施等により図書館事業の充実を図る。

2 直営業務と委託業務の区分

(1) 直営業務

図書館の基幹的業務である図書館運営の理念・方針・計画の企画・調整業務および図書館の各事業の計画・執行の企画・調整業務は区職員が行う。また、蔵書管理業務（装備等補助的・作業的業務を除く。）、複数事例のレファレンス、児童・障害者対象事業および関係機関・団体支援業務については区職員が行う。

(2) 委託業務

上記(1)以外のカウンター業務、その他補助的・作業的業務については委託業務とする。

(3) 直営業務と委託業務の区分表

上記(1)および(2)に基づき、区業務および委託業務は別表のとおりとする。

3 年度別実施館数

18年度：3館、19～20年度：8館（区立施設委託化・民営化実施計画）

なお、年度別実施館は地域的均衡等を勘案して選定する。

4 業務委託の効果

(1) 人件費の削減

(2) 所蔵資料の充実（児童書は17年度から先行実施）

(3) 開館日・開館時間の拡大（原則委託実施館から順次実施）

① 毎月第4金曜日の館内整理日の第4月曜日（現在休館日）への移行、5月4日・12月23日の開館、特別館内整理期間の縮小等による開館日の拡大

② 平日1時間（午後8時迄）、土・日曜日および祝日2時間（午後7時迄）の開始時間の延長
なお、開館時間の延長後の効率的な職員配置と業務委託の活用を踏まえ、午後5時15分以降の業務は受託事業者による対応とする。

④ 子ども読書活動支援センター事業の実施

光が丘図書館に全館の児童対象事業専管組織を設置し、子ども読書活動支援センター事業を実施する。なお、専管組織の設置は20年度とするが、18年度から一部先行的に職員の増配置を行い、事業を進める。

5 他区の状況(17年4月現在)

実施区・館数: 15区、114館(千代田、港、文京、台東、墨田*、江東、品川*、目黒、大田、中野*、杉並、豊島*、北、板橋*、足立)*全館委託

※未実施区: 7区(中央、新宿、世田谷、渋谷、荒川、葛飾、江戸川)

方り表

直営業務と委託業務の区分表

注) ○印記載が該当業務

業務内容	直営業務	委託業務	備考
①図書館の事務・維持管理業務	○		
②図書館運営の理念・方針・計画の企画・調整業務	○		
③図書館の各サービス・事業の計画・執行の企画・調整(関係機関・団体との調整含む)業務	○		
④児童対象事業の執行業務	○		
⑤障害者対象事業の執行業務	○		
⑥学校、施設、ボランティア団体等支援業務	○		
⑦蔵書管理業務 選書、発注、除籍・保存・リサイクル・寄贈資料選定 装備、電算データ登録、補修	○	○	
⑧資料弁償業務 受付、弁償説明 弁償・免除決定、弁償資料指定	○	○	
⑨カウンター業務(利用登録)		○*	*不正登録関係業務除く
⑩同(貸出・返却)		○*	*不正利用関係業務除く
⑪同(レンタル)		○*	*複数事例等委託対応困難事例除く
⑫カウンター周辺業務(案内等)		○	
⑬配架・書架整理業務		○	
⑭予約関係業務 受付、入力、書類検索 区外所蔵資料購入、他図書館相互貸借	○	○	
⑮メール便処理(物流)関係業務		○	
⑯督促関係業務		○*	*督促不能・回収不能関係業務除く
⑰蔵書点検(特別館内整理)業務		○	
⑱開館準備業務		○	
⑲閉館準備業務		○	